

# あげ、そげ、ばけめぐり事業協賛規約

あげ、そげ、ばけめぐり事業では、小泉八雲と妻セツをモデルとしたドラマの放映や松江城天守国宝10周年を機に、地域が一体となって松江城周辺の文化観光施設の回遊性を高め、松江を訪れた人に松江城下町をより長く深く楽しんでもらうことをめざしています。一緒に松江を盛り上げていこうという意欲をお持ちの店舗や事業所のご協力により、松江城周辺をめぐる観光客に多種多様なサービスを提供し、松江市全体で盛り上げていただきたいと考えております。この規約の記載内容をご確認のうえ、ご同意いただいたうえで、是非、この事業にご協賛ください。

## (趣旨)

第1条 この規約は、あげ、そげ、ばけめぐり事業(以下、「本事業」という。)への協賛について、必要な事項を定めています。

## (定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

- (1) キャンペーン対象チケット 別表①に掲げる施設の入館券、乗船券、共通券
- (2) 協賛店 この事業の趣旨に賛同し、自らの負担により、キャンペーン対象チケットを持った人に対するサービスを提供する事業所として、松江市長(以下「市長」という。)が登録したものを指す
- (3) 協賛ステッカー 本事業の協賛店であることを表示するため、松江市(以下「市」という。)が協賛店に発行するステッカー
- (4) 運営サイト 市または(一社)松江観光協会(以下、「観光協会」という。)が運営する協賛店登録・情報提供等のためのシステム

## (協賛店の範囲)

第3条 協賛店の登録を受けようとする事業所が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録対象としません。

- (1) 松江市内に店舗等の事業所を有しない事業者
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする施設
- (3) 暴力団の関連する施設
- (4) その他、この事業の趣旨にそぐわないと認める施設

## (協賛店の登録の手続き)

第4条 協賛店の登録を受けようとする事業所は、「あげ、そげ、ばけめぐり事業協賛申込書」(様式第1号)または「あげ、そげ、ばけめぐり事業協賛申込フォーム」により市長に申込みを行います。

- 2 協賛申込は、原則として1店舗ごとに1件とします。ただし、5店舗以上をまとめて申し込む場合は、各店舗の名称・所在地・電話番号等がわかる一覧表等を添付して申込みを行うことができます。
- 3 市長は、審査の結果、前号の申込内容が協賛店として適当であると認める場合は、運営サイトに登録し、市は協賛店に協賛ステッカーを送付します。
- 4 市長は、審査の結果、第1項の申込者が協賛店として適当であると認められない場合は、登録できない旨を通知します。

- 5 協賛店は、協賛ステッカーを店内の見やすいところに掲示し、本事業の特典の内容を、利用者が分かるように周知します。
- 6 市は、協賛店が第1項に定める申込みを行った時点で、市と協賛店との権利義務関係について定めるこの規約の内容に同意したものとみなします。

(協賛店の登録の有効期間)

第5条 協賛店の登録は、中止届の中止予定日まで有効とします。ただし、協賛店の閉店等に伴い本事業への特典の提供がなされないことが明らかであると市長が認める場合は、中止届にかかわらず中止することがあります。

(キャンペーン対象チケットの有効期限)

第6条 キャンペーン対象チケットの有効期限は、対象となる施設に入館、または利用した日を含む10日間とします。

(特典の内容)

第7条 協賛店は、業種、業態、販売戦略等に応じ、経営上の負担とならない範囲内で、本事業への特典を提供するものとし、その内容は、次の各号に掲げるものとします。ただし、この事業の趣旨にそぐわないと市長が認めるものについては、この事業の特典とすることはできません。

- (1) 商品の割引、ポイントの付与等金銭面での優遇
  - (2) おまけ・粗品の提供、大盛り・ドリンク1杯無料等物品の提供
  - (3) 観光客を対象とした体験学習等機会の提供
  - (4) 予約・レジ待ちの優遇等時間面での優遇
  - (5) その他、観光客等を優待する各種サービス
- 2 協賛店は、前項のサービス提供にあたって、次の各号に掲げるとおり条件設定を行い、対象を限定することができます。
- (1) グループで来店の場合、代表者のみ対象、高校生以下の子どものみ等対象者の限定
  - (2) 初回限定、1日1回まで等利用頻度・回数の限定
  - (3) その他の条件設定

(登録内容の変更)

第8条 協賛店は、本事業の特典を変更する場合は、原則として変更日の1か月前までに、特典の内容以外の登録内容に変更が生じる場合は、原則として変更日の7日前までに、「あげ、そげ、ばけめぐり事業変更届」(様式第2号)または「あげ、そげ、ばけめぐり事業変更届フォーム」により市長に届け出ます。

- 2 協賛店は、本事業の特典の内容を変更する場合は、利用者が分かるように店内に予告の周知をします。
- 3 市は、第1項に定める届出を受けたときは、その内容について審査を行い、適当であると認める場合は運営サイトの登録内容を変更します。

(協賛店の広告)

第9条 協賛店は、次の各号に掲げる広告を行うことができます。

- (1) 自己の広報印刷物等におけるこの事業のロゴの画像の使用

(2) 自己のウェブサイトにおける運営サイトリンク及びこの事業のロゴの画像の掲載

(キャンペーン対象チケットの確認)

第 10 条 協賛店は、本事業の特典の提供に当たって、利用資格を確認する必要がある場合は、キャンペーン対象チケットの提示を求めることができます。

2 協賛店は、高校生以下の子どものみ、初回限定等、本事業の特典の対象を限定し、利用資格を学生証等で確認する必要があると判断する場合は、協賛店の責任でキャンペーン対象チケット以外の提示を求めることとなります。

(協賛店の登録の取消し)

第 11 条 市は、協賛店が次の各号に該当する場合は、登録を取り消すことができます。

- (1) 協賛店がこの規約の規定に違反した場合
- (2) その他、協賛店の協力実施状況がこの事業の趣旨にそぐわないと市長が認めた場合

2 前項の規定により登録を取り消した場合は、その後の再登録は認めません。

(協賛店の登録中止)

第 12 条 協賛店は、本事業の特典提供を中止する場合は、「あげ、そげ、ばけめぐり事業中止届」(様式第 3 号)または「あげ、そげ、ばけめぐり事業中止届フォーム」により、原則として中止日の 1 か月前までに市長に届け出る必要があります。

2 協賛店は、本事業への特典提供を中止する場合は、利用者が分かるように店内に予告の周知をします。

(運営サイト)

第 13 条 市及び観光協会は、この事業の実施に当たり、協賛店の情報や協賛店が実施する本事業の特典提供の情報等を、観光客及び市民に広く発信するため、運営サイトを運営します。

2 運営サイトで提供する情報は、協賛申込書又は変更届の内容と連動しています。協賛店は、自己の責任において、登録情報の更新がされるよう、適切に変更届を行う必要があります。

(運営サイトの停止又は中断)

第 14 条 市は、次の各号に該当する場合には、協賛店に事前に通告することなく、運営サイトの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。

- (1) 運営サイトに係るシステムの保守、点検作業を定期的又は緊急に行う場合
- (2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
- (3) 地震、火災、停電その他の非常事態により運営サイトの運営が困難な場合
- (4) その他、運営サイトの管理運営上支障があると認める場合

2 市は、前項各号に定める事由により運営サイトの提供の遅延又は中断が生じた場合であっても、これに起因して協賛店が被った損害について免責されるものとします。

(運営サイトの権利帰属)

第 15 条 運営サイトに関する所有権及び知的財産権は、協賛店が制作する情報を除き、協賛店に帰属しないものとします。また、協賛店としての登録は、運営サイトに関する知的財産権の市からの使用許諾

を意味するものではありません。

- 2 協賛店が提供し、運営サイトに掲載する情報については、著作権侵害等が生じないよう、著作権保有者に掲載に必要となる許諾を得る等、協賛店は自己の費用と責任において対応した後に提供する必要があります。

#### (個人情報の保護)

第 16 条 市は、利用者登録情報等、この事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、適正に取り扱うこととします。

#### (保証の否認及び免責)

第 17 条 運営サイトにおける情報の掲載は、協賛店及び協賛店が提供する本事業の特典を紹介するためのものであって、取扱商品等の販売促進、顧客斡旋、集客効果等を市が保証するものではありません。

- 2 協賛店は、協力内容が、協賛店に適用される法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとします。また、協賛店としての認定及び運営サイトにおける協賛店の情報掲載は、市が協賛店に適用される法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
- 3 市は、協賛店と特典利用者との実際の取引等には一切関与しないものとし、この事業に関連して協賛店において何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、市はこれを賠償又は補償する責任は一切負わないものとします。
- 4 第 1 項から第 3 項までに規定するもののほか、この事業に関連して協賛店と特典利用者その他第三者との間で生じたトラブルに関し、市の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、市は一切免責されるものとします。

#### (紛争処理及び損害賠償)

第 18 条 協賛店は、この規約に違反することにより市に損害を与えた場合、市に対し、その損害を賠償しなければなりません。

- 2 協賛店は、本事業の特典の提供又はこの事業の実施に関し、特典利用者その他第三者からクレームを受け、又はそれらの者との間で紛争が生じた場合、協賛店の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理するものとします。

#### (規約の変更)

第 19 条 この規約の内容は、必要に応じ、協賛店の事前の承諾を得ることなく、市において変更することがあります。

- 2 この規約の変更に関する告知は、運営サイトへの掲載の方法によって行います。
- 3 最新の規約の確認は、同サイト上で行うものとします。また、同サイト内に随時掲載、追加する規程類は、この規約の一部を構成するものとします。

#### 附則

この規約は、令和 7 年 7 月 1 日から施行します。

別表①

施設等の名称	共通券の名称
松江城天守	3館共通券 (松江城、記念館、武家屋敷)
小泉八雲記念館	
小泉八雲旧居	2館共通券 (松江城、歴史館)
武家屋敷	
明々庵	2館共通券 (小泉八雲記念館、小泉八雲旧居)
松江歴史館	
松江ホーランエンヤ伝承館	
島根県立美術館	
田部美術館	
松江北堀美術館	
堀川遊覧船	

あげ、そげ、ばけ めぐり事業 協賛申込書

年 月 日

(あて先) 松江市長

申込者	
所在地 (住所)	(〒 - )
(フリガナ) 名 称	
代 表 者 氏 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

あげ、そげ、ばけ めぐり事業の趣旨に賛同し、下記の内容で協賛します。

記

1. 運営サイト掲載情報

業種、取扱い商品など	
カテゴリー (1つのみ選択)	<input type="checkbox"/> 買う <input type="checkbox"/> 食べる <input type="checkbox"/> 見る遊ぶ <input type="checkbox"/> 泊まる <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 習う <input type="checkbox"/> その他
(フリガナ) 店舗 (事業所) 名称	
店舗 (事業所) 所在地	(〒 - )
電話番号	
定休日	
営業時間 (24 時間表記)	
ホームページアドレス	
提供するサービス 特典の内容	

備考欄	※対象者の限定（例：学生を対象など）や実施日の限定（例：土日限定など）に関する条件や、他割引サービスとの併用利用可否などがあれば記載ください。
-----	---

**【記載上の留意点】**

- (1)申込者に記入された所在地・電話番号等に、文書送付・電話連絡等を行います。
- (2)なお、5店舗以上をまとめて申し込む場合は、各店舗の名称・所在地・電話番号等がわかる一覧表等を添付して申込みを行うことができます。
- (3)ホームページアドレスとして SNS（Facebook、Instagram、BLOG 等）のアドレスとする場合、企業・店舗（事業所）アカウントに限り、個人アカウントは掲載できません。

**2. ステッカー等送付枚数**

	種類	サイズ	送付希望枚数
	①あげ、そげ、ぼけめぐり 協賛店ポスター	A4・QR 付き	枚
	②あげ、そげ、ぼけめぐり 協賛店ステッカー	A6・QR 付き	枚
通信欄			

(注) ステッカー等の送付希望枚数を記載ください。記載のない場合は、1店舗ごとに協賛店ステッカーを1枚送付します。

なお、通信欄には、この申込書に記入欄のない事項や、ご質問等があればご自由にご記入ください。

あげ、そげ、ばけ めぐり事業 登録変更届

年 月 日

(あて先) 松江市長

届出者	
所在地(住所)	(〒 - )
(フリガナ) 名 称	
代表者氏名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

あげ、そげ、ばけ めぐり事業の登録内容を変更したいので、下記のとおり届け出ます。  
記

1. 運営サイト掲載情報

(フリガナ) 店舗(事業所)名称	
店舗(事業所)名称	(〒 - )
変更事項	
変更予定日	

(注) 現在の登録内容のうち、変更する項目について、項目名と変更後の内容を変更事項欄に記載してください。

2. ステッカー等送付枚数

種類	サイズ	追加送付希望枚数
① あげ、そげ、ばけめぐり 協賛店ポスター	A4・QR付き	枚
② あげ、そげ、ばけめぐり 協賛店ステッカー	A6・QR付き	枚
通信欄		

(注) ステッカー等の追加送付希望があれば枚数を記載ください。

なお、通信欄には、この申込書に記入欄のない事項や、ご質問等があればご自由にご記入ください。

あげ、そげ、ばけ めぐり事業 中止届

年 月 日

(あて先) 松江市長

届出者	
所在地 (住所)	(〒 - )
(フリガナ) 名 称	
代 表 者 氏 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

あげ、そげ、ばけ めぐり事業のサービス提供を中止したいので、下記のとおり届け出ます。

記

店舗 (事業所) 名称	
店舗 (事業所) 名称	
中止予定日	
中止の理由	